

(1) 訪問介護の利用料

身体介護

区分	身体介護中心型	単位/円
身体介護	20分未満の場合	163 単位/円
	20分以上30分未満の場合	244 単位/円
	30分以上 1 時間未満の場合	387 単位/円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	567 単位/円
	以降30分増すごとに算定	82 単位/円

生活援助

区分	生活援助中心型	単位/円
生活援助	生活援助 2	179 単位/円
	生活援助 3	220 単位/円
	身体介護に引き続き生活援助を行う場合	65 単位/円

<加算>

加算	利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)	算定基準
初回加算	2,000 円/月	200 円/月	新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合及び他のヘルパーと同行訪問した場合。
緊急時訪問加算	1,000 円/回	100 円/回	利用者や家族等からの要請があり、ケアマネージャーが必要と認めた時に居宅サービス計画にないサービスの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合。
生活機能向上 連携加算	1,000 円/月	100 円/月	サービス提供責任者とリハビリ専門職が同時に利用者宅を訪問し両者の共同による訪問介護計画を作成した場合。訪問介護が行われた日から 3 カ月間算定。
介護職員等処遇 改善加算 I	総単位数に 24.5%を乗じた単位数		経験技能のある職員を一定割合以上配置している。

加 算	利用料
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数に10%を加算

(1) 第1号訪問事業（緩和した基準による訪問サービス）の利用料

サービス名称	サービスの内容		利用料 (1割)
訪問独自サービス/222 (1回につき)	生活援助が中心である場合※	(一)所要時間 20分以上 45分未満の場合	179円/回
訪問独自サービス/223 (1回につき)		(二)所要時間 45分以上の場合	220円/回

※ 単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ、日常生活を営むのに支障が生じる利用者に対して行われるものをいう。）が中心であるサービスを行った場合、サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

利用回数と対象者について

- 1) 1週につき1回程度の場合ならびに1週につき2回程度の場合

利用対象者は事業対象者・要支援1・要支援2

- 2) 1週につき2回を超える程度の場合

利用対象者は事業対象者・要支援2

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円
介護職員等処遇 改善加算 I		所定の単位数に24.5% 乗じた単位数/円		

(1) 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

サービス名称	サービスの内容	利用料 (1割)
訪問独自サービス 11 (1月につき)	1週に1回程度の利用で1月の中で5回以上利用の場合（事業対象者・要支援1・2）	1,176円/月
	日割の場合 ÷ 30.4日 39単位	39/日
訪問独自サービス 12 (1月につき)	1週に2回程度の利用で1月の中で9回以上利用の場合（事業対象者・要支援1・2）	2,349円/月
	日割の場合 ÷ 30.4日 77単位	77/日
訪問独自サービス 13 (1月につき)	1週に2回を超える程度の利用で1月の中で13回以上利用の場合（事業対象者・要支援2）	3,727円/月

	日割の場合 ÷ 30.4日 123 単位	123/日
訪問独自サービス 21 (1回につき)	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合※週1回程度の利用で1月の中で4回まで、週2回程度の利用で1月の中で8回まで。週2回を超える程度の利用で1月の中で12回まで	287円/回
訪問独自短時間サービス (1回につき)	短時間の身体介護が中心である場合 ※1月につき22回まで	163円/回

【加算】

以下の要

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円
生活機能向上 連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000円	100円	200円
介護職員等処遇 改善加算 I		所定の単位数に24.5% 乗じた単位数/円		